

[法務省・文部科学省]

11 在留外国人に対する日本語教育等の推進について

本市の外国人市民の数は増加を続け、在留期間は中長期化しており、外国人市民が日本人市民とともに地域の中で活躍する多文化共生社会の実現が求められています。

このような中、本市では、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・夜間中学を含む学校教育等における在住外国人支援を進めておりますが、誰一人取り残すことなく等しくサービスを提供することが、年々困難な状況となっております。

外国人の出入国管理や在留資格制度については、国の社会政策によるものであり、諸外国においては政府が外国人に対する言語や社会制度を学習する機会を提供する例もあるように、こうした多文化共生施策は自治体の取り組みだけでは限界があると考えます。

ついては、中長期の在留を希望する外国人に対する日本語教育等の制度設計に関し、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 入国時に日本語教育や生活オリエンテーションを受け
る機会の提供
- (2) 在留資格変更及び更新において日本語能力や日本の社
会制度などへの理解を前向きに評価する仕組みの導入
- (3) 国が自治体に求める日本語教育の提供体制構築への
財政措置
- (4) 夜間中学における日本語指導の実態を踏まえた、教育
支援体制構築への財政措置

[要望理由]

本市における外国人市民数は、令和5年3月末において3万人を超え、外国人比率は3.2%となっており、今後も総人口が減少する局面において、外国人市民数の増加や比率の上昇が見込まれている。

また、外国人市民の在留期間は中長期化しており、支援のニーズが多種多様になるとともに、言葉の壁や文化の違いによる理解不足によって、日本人市民との軋轢が生じることもある。小中学校においても外国人児童生徒は年々増加しており、支援が行き届いているとはいえない状況である。

さらに、本年4月に開校した、学齢期を超えた生徒が対象である夜間中学においては、外国人生徒が全体の約3分の2を占め、日本語理解が不十分である生徒もいることから学習に必要な日本語指導をせざるをえない状況である。

令和4年11月の文化庁文化審議会国語分科会報告書「地域における日本語教育の在り方について」では、定住する外国人に求められる「自立した言語使用者として生活していく上で必要とされる日本語教育（B1レベル）」を掲げ、初心者からの学習時間として350～520時間の目安が示されたが、令和4年2月に実施した本市の調査では、B1レベルに満たない外国人が、約6,000人いることが分かっており、達成が困難な目標となっている。

国籍や文化が異なる人々が、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向けて、日本に中長期の在留を希望する外国人が、入国時から日本語教育や社会制度を理解する機会が確実に提供されるように、国の責任において、有効かつ実現可能な制度設計を強く要望する。

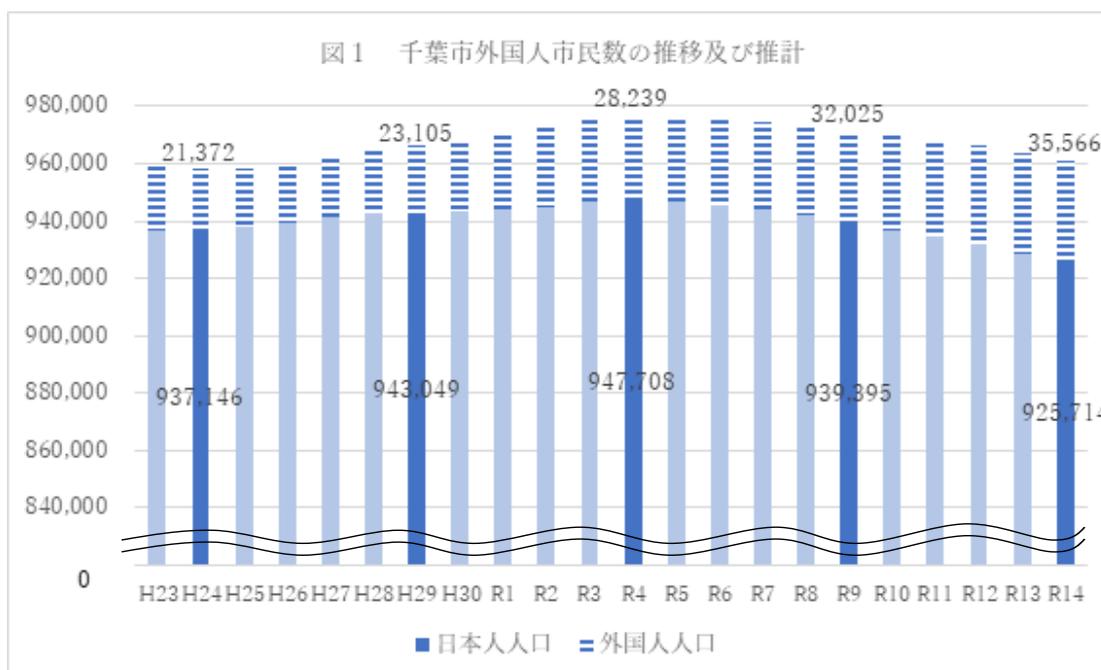
また、国が求める日本語教育を、自治体が外国人市民に提供するためには、教師の養成や教育の提供といった体制構築にあたり多額の経費を要する見込みであることから、必要な経費を全額国費で措置することを要望する。

- [千葉市担当]
- ・ 在留外国人に対する日本語教育等に関すること
総務局市長公室国際交流課 TEL 043-245-5019
 - ・ 夜間中学に関すること
教育委員会事務局教育総務部企画課 TEL 043-245-5907

[参 考]

1 本市の外国人市民数の推移及び推計

単位：人



(出典) 千葉市住民基本台帳（各年3月末現在）、R5以降は千葉市国際交流課推計

2 日本語能力不足により、日常生活に困ることがある外国人数

(話すについて)

(出典) 令和3年度 千葉県外国人市民アンケート

まったくできない	不自由することが多い	ときどき不自由することがある	ほとんど不自由しない
2.9%	18.6%	38.7%	39.8%

外国人総数 30,000 人とすると、

まったくできない	不自由することが多い	ときどき不自由することがある	ほとんど不自由しない
877人	5,576人	11,615人	11,932人

約 6,000 人が日常生活に困ることがある ⇒ 日本語教育を要する

3 諸外国の事例

国名	韓国	ドイツ
政策主体	主に法務部(法務省)	連邦移住難民庁(BAMF)
社会統合政策の概要	(1) 基礎 (1)初期オリエンテーションプログラム (=新規移民者のためのオリエンテーション) ・日常生活情報 ・韓国の基本的な法と秩序 ・外国人登録、在留資格変更	(1)統合コース (700単位) ①語学コース (うち、600単位) ・日常生活でのドイツ語 (ex.子育て、学校、就職、買い物、銀行、病院、住宅等) ②オリエンテーションコース (うち、100単位) ・ドイツ政治システムの理解 ・市民の権利と責任に関する知識習得 ・異文化対応力の習得 (1単位：45分) 【目的】：社会への統合
	(2) 応用 (2)韓国移民統合プログラム (KIIP) ・韓国の言語と文化 ・韓国文化教育、市民教育、地域参加 ・帰化のために受講必須	(2)職業別語学コース ①一般コース (最大400単位) ②特別コース (例：医師向け) 【目的】労働市場への統合
参加者数 (2021年) <small>ドイツは11月までの数値</small>	(1)7,237人 (2)43,552人	(1)300,000人 (2)100,000人
予算(2022年度)	(1)10億5,300万ウォン (=約1億1,000万円) (2)99億8,700万ウォン (=10億4,300万円)	675,484,000ユーロ (=946億円)

(出典) ●韓国について

「社会統合政策：韓国の事例」 JANG Juyoung, Ph.D 副研究委員 移民政策研究院(MRTC)

●ドイツについて

・「ドイツの統合コース制度におけるオリエンテーションコース」 Dr. Felix Hartmann, セクション 82C 言語・政治教育に関する諸問題

・予算は、Bundeshalt 2022

<https://www.bundeshaushalt.de/static/daten/2022/soll/BHH%202022%20gesamt.pdf>

4 都道府県、市町村の役割について

(1) 都道府県の役割

- ア 域内の日本語教育の体制整備
- イ 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修
- ウ 域内の日本語教育のニーズの把握
- エ 域内の日本語教育の活動内容の広報

(2) 市町村の役割

- ア 日本語教育の実施
- イ 日本語学習支援者の育成
- ウ 外国人等のニーズの把握
- エ 日本語教育に関する広報、住民の理解促進

※ 文化庁 文化審議会 国語分科会 報告書「地域における日本語教育の在り方について（報告）」より

**「政令指定都市は、
市町村の役割に加え、
都道府県の役割を
果たすことが期待される」**
とされており、
**国が求める日本語教育
を提供するためには
多大な費用を要する
と見込まれる。**

【参考】外国人市民約 6,000 人への日本語教育提供（B1 レベル）に必要な経費（本市試算）

<前提条件>

- 必要な教師を 300 人と想定（「外国人生徒：教師＝20：1」）
- 教師を養成後、教育を提供（複数年対応を想定）
- 外国人市民 1 人当たり 520 時間の学習時間（1 日 3.5 時間、週 3 日、50 週 ≒ 520 時間）

		積算方法	
教師養成	講師謝金	42,000千円	10千円/h×420h(※1)×10人
	会場費	24,000千円	10千円/坪(※2)×200坪(※3)×12m
	教材費	7,500千円	25千円/人×300人
	小計	73,500千円	
教育提供	教師人件費	780,000千円	5千円/h×520h×300人
	会場費	480,000千円	10千円/坪(※2)×4,000坪(※4)×12m
	教材費	180,000千円	30千円×6,000人
	小計	1,440,000千円	
合計	1,513,500千円	(教師養成) 73,500千円 + (教育提供) 1,440,000千円	

教師養成＋教育提供で、約 1.5 億円の経費が必要 ※生徒数増に応じた追加対応が必要

※1 現状、民間事業者が提供する日本語教師養成講座（420h）を参考

※2 本市内ビル平均坪単価

※3 300 人が講習を受ける面積（約 200 坪（法務省基準(2.3 m²/人)×30 人)×10 か所(講師 10 人)）

※4 6,000 人が教育を受ける面積（約 4,000 坪（法務省基準(2.3 m²/人)×6,000 人)）

12 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和3年度の全国の不登校児童生徒数は244,940人と平成27年度からの6年間で約2倍に激増し、過去最多となっています。本市においても増加傾向であり、その対応や支援が急務となっています。

不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められており、本市においては、「校内教育支援センター（別室登校）」や、「教育支援センター」の2事業をはじめとした不登校児童生徒支援に関する取組みを行っています。

しかしながら、令和4年度の国の不登校児童生徒支援に係る補助事業の予算は、文部科学省所管一般会計予算「文教関係予算」の1%にも満たないことから、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりに向けた十分な支援ができていないとは言えません。

そのため、「十分な数の教職員等が配置されていないことから、安定的、継続的に支援をすることができない」こと、「場所の確保や整備ができず、校内教育支援センター（別室登校）や、教育支援センターを開設、拡充することができない」こと等が課題となっています。

そこで、不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。
- (2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。

- (3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、十分な財政措置を行うこと。
- (4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。

[要望理由]

- (1) 校内教育支援センター（別室登校）や教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の支援を行う教職員が十分に配置されていない状況である。そのため、教室に入れない児童生徒が登校しても、その時間に授業を担当していない教員や、管理職、養護教諭等が対応するしかない現状がみられる。教育支援センターにおいても、学習機会の充実のためには教員免許保持者の配置が必要であるが、財政面の課題もあり十分ではない。

児童生徒が安心して過ごし、継続的な学習を行うためにも、不登校児童生徒の支援を行う教職員を、「義務及び公立高等学校の標準法」における、教職員定数に位置付けることを要望する。

- (2) 令和3年度は、市内の小学校の60%、中学校の85%において、別室で児童生徒に個別の支援を行っており、支援のための場所が必要になっている。しかし、空き教室がない学校もあり、保健室や職員室、場合によっては校長室等を利用せざるを得ない状況である。また、本市の教育支援センター「ライトポート」では、令和4年度から小学生専用の教室を開設しているが、使用する場所にはエアコン等がない場合もある。環境整備にかかる費用面も課題は大きい。

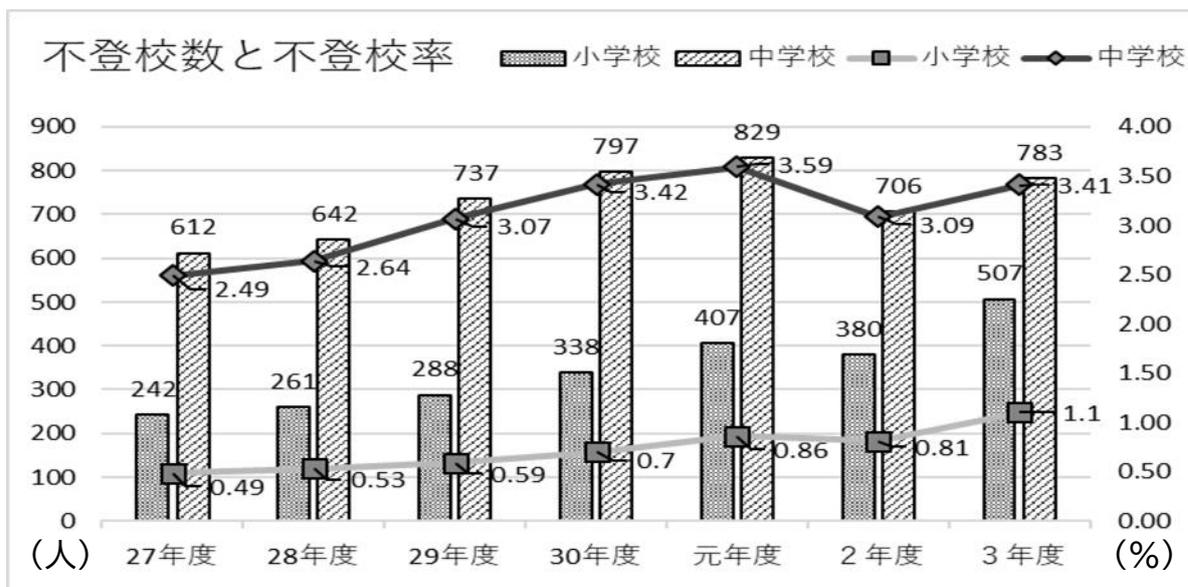
現在、場所の確保や、環境整備にかかる費用について、補助金等の財政支援がされていないため、事業を推進するにあたり、十分な財政措置を要望する。

- (3) 本市では、令和4年度より3ヵ年計画で、不登校児童生徒支援に向けた6つの取組みを「不登校対策パッケージ」として実施し、教育相談事業の一層の整備と拡充を図っている。今後、更なる事業の推進ができるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を要望する。

[千葉市担当] ・校内教育支援センター（別室登校）配置
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 Tel 043-245-5935
・教育支援センター「ライトポート」設置
教育委員会事務局学校教育部教育センター Tel 043-285-0900

[参 考]

1 本市の不登校児童生徒数の変化



2 校内教育支援センター（別室登校）における支援状況

(1) 教室に入れない児童生徒が登校して別室等で支援を受けた人数

	小学校		中学校	
	R2	R3	R2	R3
別室	58	167	171	255
保健室	149	137	62	41
放課後登校	111	143	211	178

(2) 別室で個別に指導・支援を行った学校数（R3年度）

千葉市立小学校	千葉市立中学校
65校/108校・・・60%	46校/54校・・・85%

(3) 対応している教職員

	対応した教職員	問題点・必要性
小学校	管理職、養護教諭、教務主任、SC、他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒にとって、常に異なる教職員が対応することとなり、安心した環境で過ごすことや継続的な学習を行うことができていない。(小中共通) ・保健室や職員室で養護教諭や管理職が対応し、本来の業務が後回しになっている。(小学校) ・本来、教材研究や担任業務等を行う空き時間に個別対応をしておき、本来の業務が後回しになっている。(中学校)
中学校	空き時間の教員 管理職、他	

3 教育支援センター「ライトポート」の通級児童生徒数

(人)

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
全体	125	134	157	128	199	313
中学生	120	125	142	118	168	190
小学生	5	9	15	10	31	123

4 本市が行っている不登校対策施策

不登校対策パッケージとして6つの取組を実施（令和4年度～6年度）

- ① 教育支援センター「ライトポート」の機能拡充
- ② スクールカウンセラーの機能強化
- ③ 教職員への啓発と研修の充実
- ④ ギガタブ（一人一台端末）を活用した登校支援【別室登校】
- ⑤ 教育センターの相談機能の拡充
- ⑥ フリースクール等との連携強化

5 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和4年度実績		令和5年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
ステップルーム ティーチャーター配置			12	4 (予定)	
ライトポート指導員 配置	72	24	117	39	1.62

国費の積算基準

- ・教育支援体制整備事業費補助金「補習等のための指導員等派遣事業」
「学習指導員等の配置 学校生活適応への支援」 国 1/3 補助